

議会の役割としくみ

役割

都道府県や市町村を地方公共団体といいます。

地方自治体とは「その地域の住民が、その地域の行政を自分で考えて、自分たちの手でやっていく」ことです。

しかし、住民全員が集まって行うことは困難ですから代表者を選びます。

この代表者が集まって、暮らしやまちづくりに関する様々な仕事を審議・決定する機関が議会です。

仕事

- ・町の条例を定めたり、改廃したりします。
- ・町の予算を決めたり、決算を認定したりします。
- ・副町長などの人事案件を審査します。
- ・請願・陳情の審査を

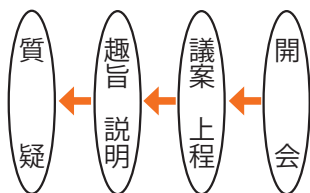
します。

- ・一定金額以上の工事や物件等の購入契約を審査します。
- ・議会で議決した「意見書」や「決議文」を国や県に提出します。

本会議

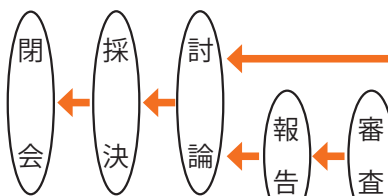
議員全員が議場に集まって会議を行うのが本会議です。毎年3月、6月、9月、12月に開かれていて(年4回)のが定例会、必要に応じて招集されるのが臨時会です。

〔定例会の流れ〕



委員会付託

※議案内容によっては、委員会に付託せず、そのまま討論・採決にいたる案件もあります。



委員会

専門的、効率的に審査が行えるよう、3つの常任委員会が設置されています。

- 総務常任委員会 (6人)
- 文教厚生常任委員会 (5人)
- 産業建設常任委員会 (5人)
- これとは別に議会運営委員会 (6人)
- 議会広報委員会 (6人)

が設置され、必要に応じて特別委員会も設置されています。

- 矢吹町議会活性化等調査特別委員会 (15人)
- 大震災及び原発事故調査特別委員会 (15人)

請願・陳情

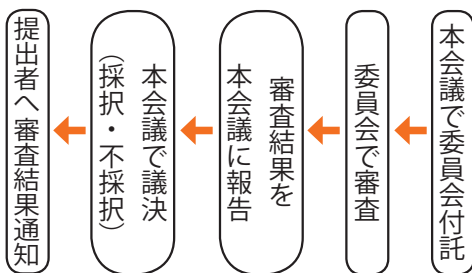
町議会では、町政などについての意見や要望を、請願・陳情の形で受理します。請願は町議会議員の紹介が必要ですが、陳情は紹介を必要としません。



委員会で審査を行い、「採択」、「不採択」の

結論が出たものについては、本会議で諮り、「採択」「不採択」の結果を提出者へ通知します。

〔請願・陳情の流れ〕
・請願書・陳情書
議長が受理



議場